



令和8(2026)年2月10日
杉並区総務部広報課

児童相談所設置市に指定する政令が 閣議決定されました

令和8年2月10日に、杉並区を「児童相談所設置市」に指定する児童福祉法施行令の一部を改正する政令が、閣議決定されました。この政令指定を受けることにより、杉並区は児童相談所を設置することができます。

平成28年の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。杉並区では、令和8年11月の児童相談所開設に向け、準備を進めています。児童相談所を開設することで、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となるとともに、区が設置主体である保健所と連携して保健福祉施策全般にわたる総合的なサービスが可能になります。

児童相談所を設置し、児童福祉法の理念にのっとり、区民に身近な基礎的自治体として、子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先される、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現を目指します。

なお、令和8年2月現在、特別区における区立児童相談所は10区※が開設しています。

※世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区、品川区、文京区

【報道機関 問い合わせ先】
児童相談所設置準備課：03-3312-2111（内線4022）
広報課報道係：03-3312-2111（内線1574）